第１節　大規模事故対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　大規模事故の応急対策	●			危機管理班、消防本部、消防団、 水産林務班、関係各班

第１　大規模事故の応急対策

１　大規模事故の対象と対応方針

大規模事故として対象となる災害は、次のとおりである。

大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市全域に甚大な被害が発生することはないといえる。（放射線災害を除く）

大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することが基本となる。

■対象となる災害の種類

○　大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
○　航空機事故
○　大規模な火災

２　災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

３　情報の収集、連絡

危機管理班、水産林務班、消防本部及び消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。

４　応急対策活動

市は、事故発生元関係者と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第３章の各節による。

■主な活動内容

○　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
○　関係防災機関との調整
○　被災者の救出、救護（搬送・収容）
○　死傷病者の身元確認
○　事故拡大防止のための消火その他消防活動
○　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
○　県又は他の市町村に対する応援要請

■道路災害情報伝達系統

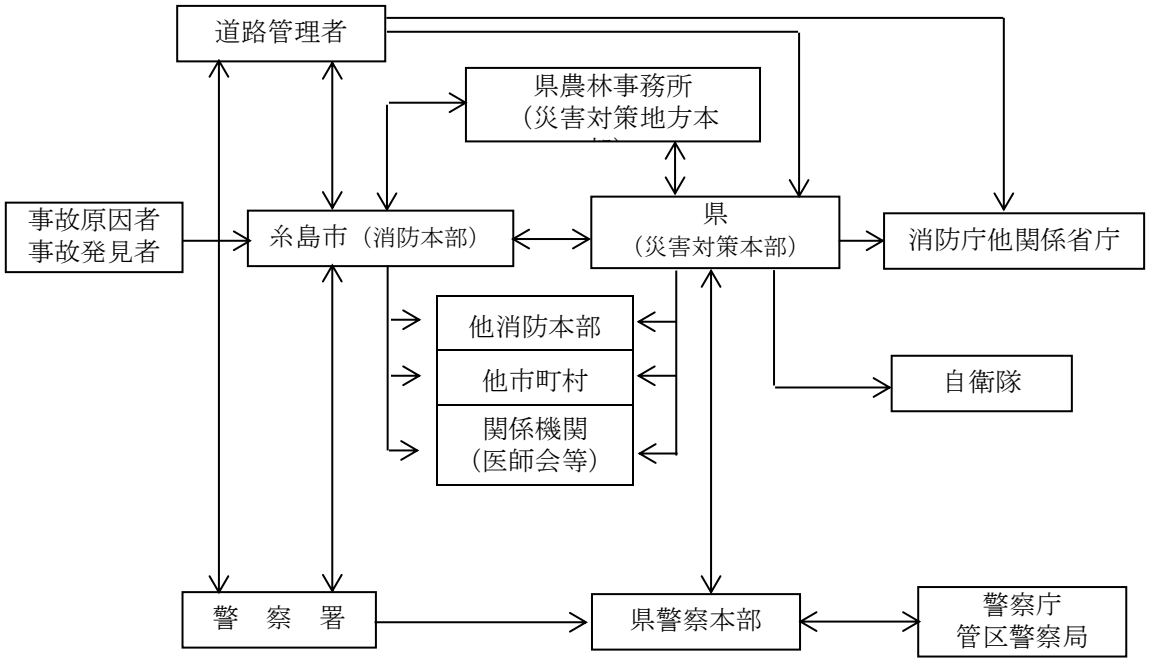

■鉄道災害情報伝達系統

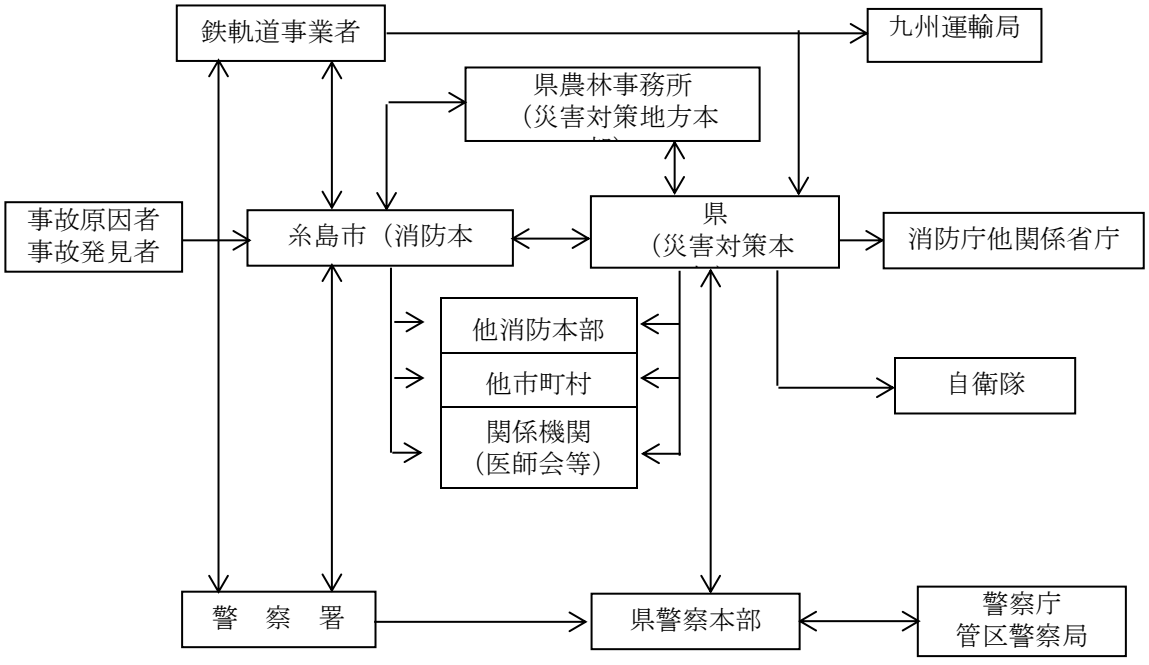

■航空災害情報伝達系統

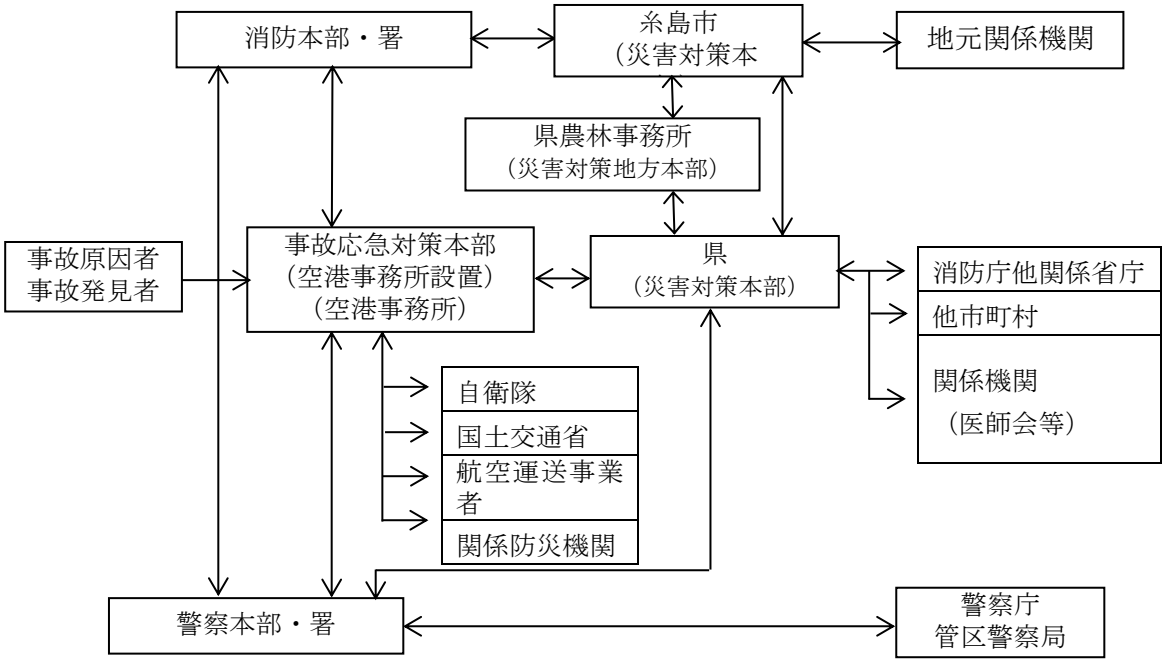

■大規模な火事災害情報伝達系統

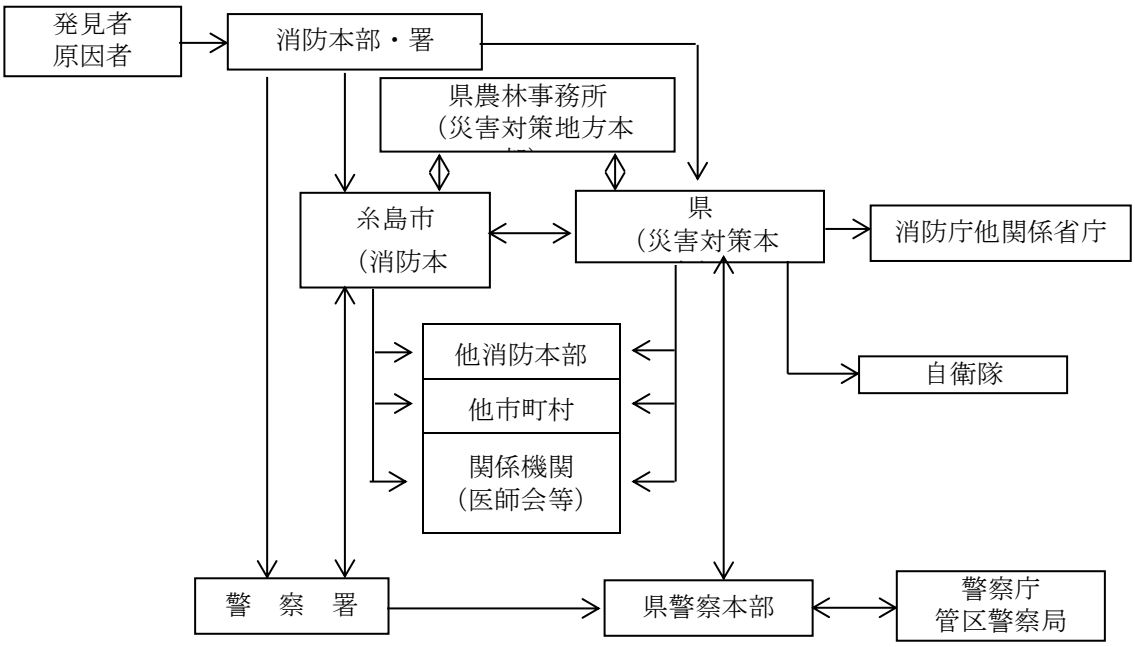

第２節　危険物等災害対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　危険物等災害の応急対策	●			危機管理班、消防本部、消防団、関係各班

第１　危険物等災害の応急対策

１　危険物等の対象と対応方針

本節の危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

危険物等により災害が発生したときは、消防本部、消防団が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

また、大規模地震等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

２　災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

３　情報の収集、連絡

危機管理班、消防本部及び消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

４　応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第３章の各節による。

■主な活動内容

○　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
○　被災者の救出、救護（搬送・収容）
○　事故拡大防止のための消火その他消防活動
○　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
○　死傷病者の身元確認
○　県又は他の市町村に対する応援要請
○　関係防災機関との調整
○　危険物等に関する規制

５　二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模地震等が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、消防、警察等関係機関へ通報し速やかに必要な応急措置を行う。

■二次災害の防止措置

区　分	応　急　対　策
危険物施設	○　危険物取扱作業の緊急停止と安全点検 ○　危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○　危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○　従業員及び周辺住民に対する人命安全措置
毒物・劇物保有施設	○　施設等の安全確認 ○　汚染区域の拡大防止措置
高圧ガス施設	○　製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○　落下防止、転倒防止等の安全措置 ○　火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	○　施設等の安全確認 ○　火薬類の数量等の確認 ○　危険なときの警告、通報措置

※　資料編　１-16　危険物施設

※　資料編　２-６　消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調

■危険物等災害情報伝達系統

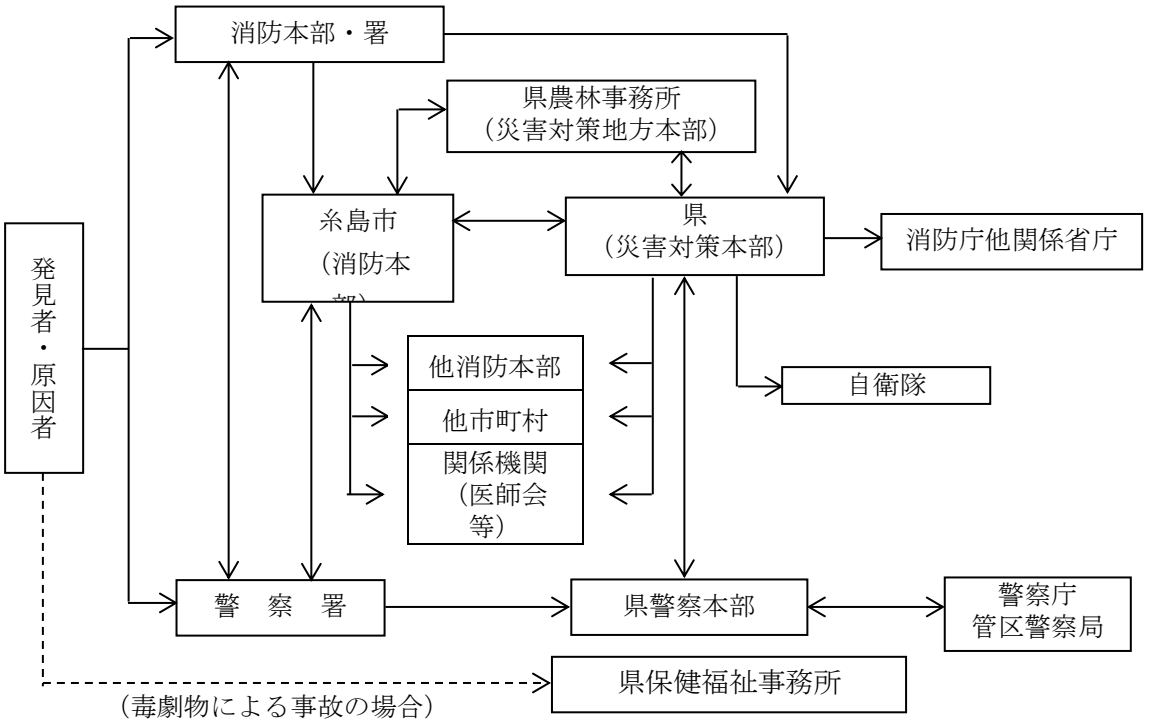

第３節　海上災害対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　海上災害の応急対策	●			危機管理班、水産林務班 消防本部、関係各班

第１　海上災害の応急対策

１　災害の対象と対応方針

市域沿岸及びその地先海域において、船舶等からの油流出事故及び海難事故が発生、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ的確にその拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を実施する。

■対象となる災害の種類

船舶等による油流出事故	○　市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災の発生 ※有害液体物質（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第３条第３項）の流出事故対策については、第５章第２節　危険物等災害対策による。
海難事故	○　船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

２　災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

３　情報の収集、連絡

危機管理班、水産林務班及び消防本部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

４　応急対策活動

市は、県、漁業協同組合、第七管区海上保安本部等と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第３章の各節による。

■主な活動内容

○　沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ○　沿岸及び地先海面の警戒 ○　沿岸住民に対する避難の指示 ○　沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 ○　死傷病者の救出、援護（搬送、収容） ○　沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施 ○　消火作業及び延焼防止作業	○　海上保安部等の行う応急対策への協力 ○　事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導 ○　防除資機材及び消火資機材の整備 ○　漂流油防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導 ○　風評被害に関すること

■海上災害情報伝達系統

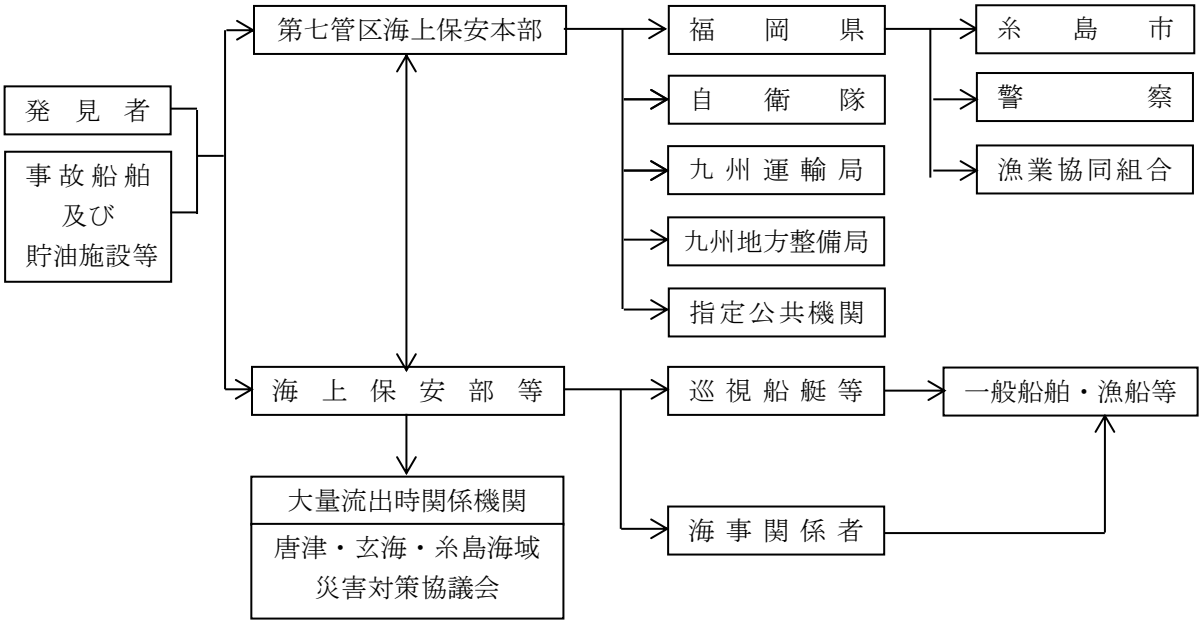

５　事故発生時における応急措置

(1)　関係機関と協力し、負傷者等の救出救護にあたる。

(2)　管理者は、流出油による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、無線、ラジオ、拡声器等により付近航行の船舶に対し周知に努める。

(3)　沿岸市民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、市民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について広報車等により沿岸市民に対して周知する。

(4)　関係機関との協力の下、流出油の拡散防止を図るため、オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等の散布を行うと共に、油回収船等により流出油の回収を行う。

(5)　油流出の事故に際して、オイルフェンス、化学消火剤、油処理剤等を多量に必要とするので、防災資機材の調達に協力する。

第４節　放射線災害対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　放射線災害の応急対策	●			危機管理班、消防本部、消防団、関係各班

第１　放射線災害の応急対策

１　放射線災害の対象と対応方針

本節の放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

放射線災害が発生したときは、消防本部、消防団が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

２　災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

３　情報の収集、連絡

危機管理班、消防本部及び消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

■放射性物質取扱施設等に係る災害時の情報連絡系統

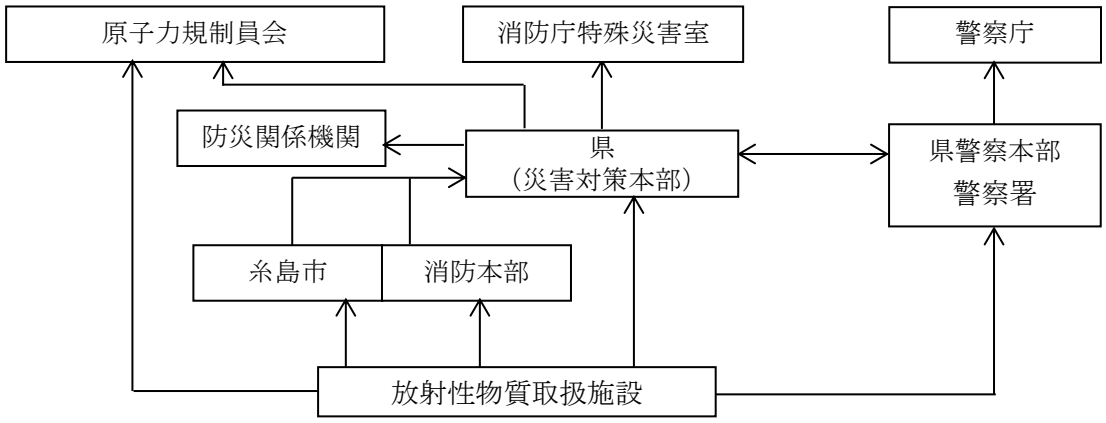

■大規模放射性物質取扱施設からの放射性物質の放出時等に係る情報連絡系統

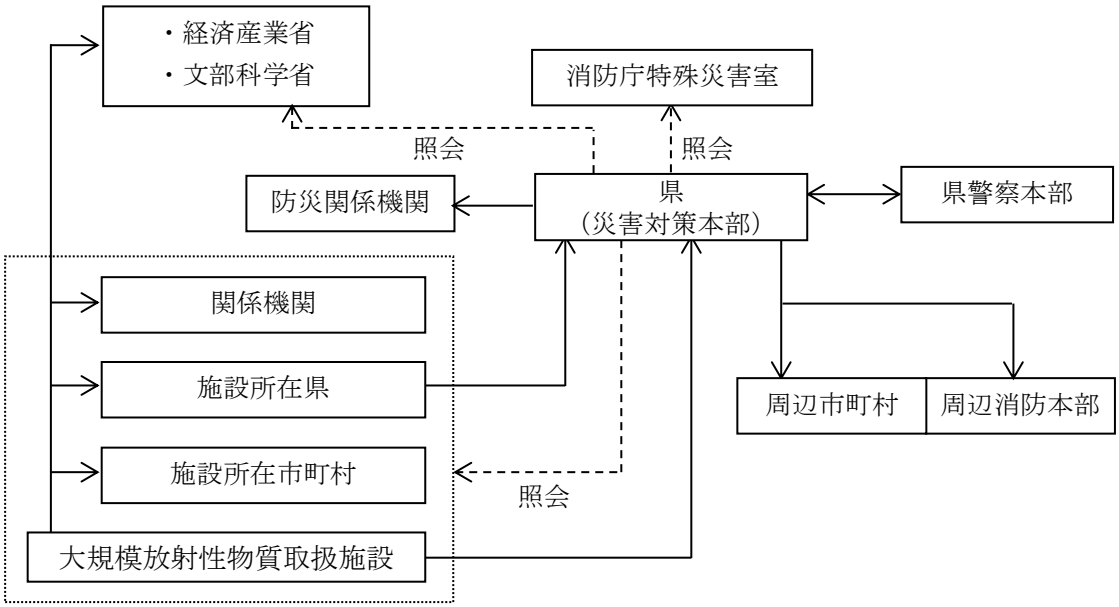

■運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統

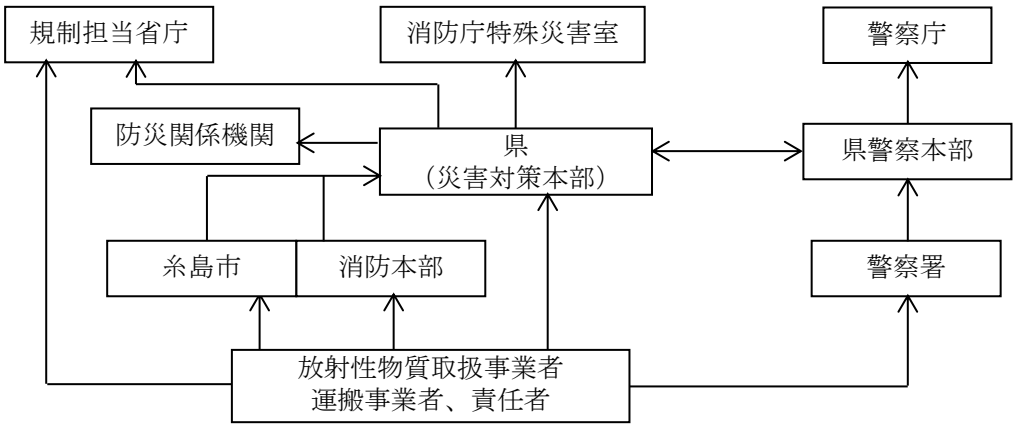

４　応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第３章の各節による。

■主な活動内容

○　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報 ○　被災者の救出、救護（搬送・収容） ○　事故拡大防止のための消火その他消防活動 ○　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 ○　死傷病者の身元確認 ○　県又は他の市町村に対する応援要請

５　屋内退避・避難誘導等の防護活動

(1) 退避及び避難に関する基準

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対し、退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

その他放射性物質又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

■退避及び避難に関する指標

予測線量（単位 mSv）		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50mSv	100～500 mSv	○　住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。
50mSv以上	500 mSv以上	○　住民は、避難又はコンクリート建家の屋内に退避すること。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 退避等の方法

市は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、対象者を退避又は避難させる。

また、避難時の服装等について、市防災行政無線、広報車、消防団等により住民等への周知を図る。

■避難時の服装等

○　ゴーグル、マスク、ビニールカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。 ○　避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

６　飲料水、飲食物等の摂取制限及び出荷制限

(1) 飲料水、飲食物

水道班は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

(2) 農林水産物の摂取制限及び出荷制限

農業振興班及び水産林務班は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

第５節　林野火災対策

項　　目	初動	応急	復旧	担　　当 （文字囲は主担当、斜字は副担当）
第１　林野火災の応急対策	●			危機管理班、消防本部、消防団、関係各班
第２　林野火災の消火活動		●		危機管理班、消防本部、消防団、関係各班

第１　林野火災の応急対策

１　対応方針

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。

このため市は、消防本部及び消防団と密接に連携し、災害の拡大を防止するための指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応及び、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

２　災害対策本部等の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

３　情報伝達

林野火災の発見者は、直ちに消防本部へ通報する。

市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県、隣接市町村、警察署等へ通報するとともに、状況に応じ、地区住民、入山者等に対し周知を図る。

危機管理班は、火災の規模等が通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（総務部防災危機管理局）に即報を行う。

■火災通報の伝達系統

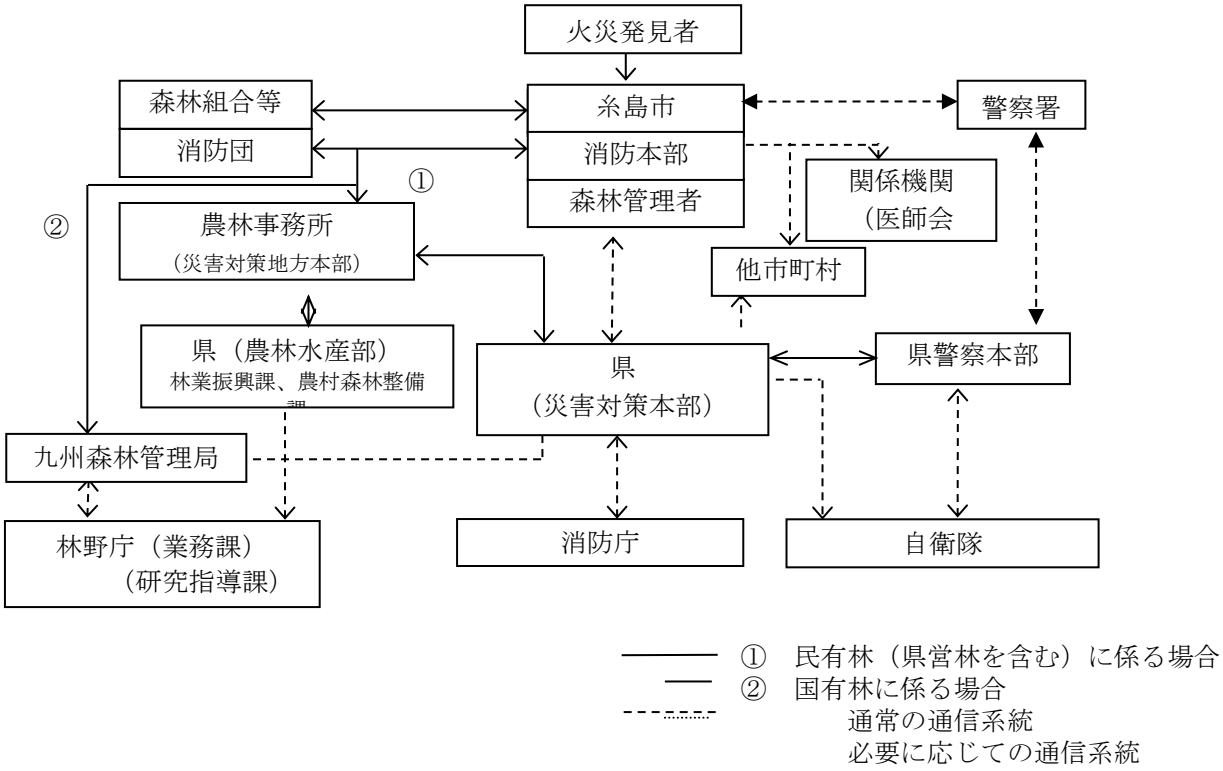

■通報基準

○　焼損面積10ha以上と推定されるもの ○　空中消火を要請したもの又は実施したもの ○　住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの ○　人的被害が発生したもの

４　活動体制の確立

(1) 現場指揮本部の設置

消防本部、消防団は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、林業関係団体、関係機関と連携、協力して防御にあたる。

(2) 関係機関への応援要請

火災が拡大し、消火困難と認めるときは、現地災害対策本部を設置し、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。さらに、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとするほか、県内応援部隊の調整を行う機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

(3) 空中消火体制

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利が利用不能な場合が多いので、必要に応じて空中消火を行う。

市は、自衛隊等による円滑な空中消火を実施するための体制をとる。

■空中消火の実施方法

空中消火の要請	○　地上消火が困難と認めるときは、県へ通報し、消防ヘリコプター（福岡市、北九州市の消防ヘリコプター等）、自衛隊ヘリコプター等の空中消火を要請する。
空中消火の支援体制	空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。 ○　陸空通信隊の編成 ○　林野火災用防災地図の作成 ○　空中消火補給基地の設定 ○　ヘリコプター臨時離着陸場の設定 ○　空中消火用資機材等の点検、搬入

５　応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第３章の各節による。

■主な活動内容

○　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
○　被災者の救出、救護（搬送・収容）
○　事故拡大防止のための消火その他消防活動
○　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
○　死傷病者の身元確認
○　県又は他の市町村に対する応援要請
○　関係防災機関との調整

第２　林野火災の消火活動および発生防止に向けた啓発

１　消化活動の対応方針

消防本部、消防団等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消防活動行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとするほか、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

市は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

２ 火入れに関する指導と調整

第２章第２節第11　林野火災予防対策の推進１(2)を参照。

３　防火思想の普及

第２章第２節第11　林野火災予防対策の推進３を参照。